

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月22日
【事業年度】	第50期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 義裕
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045 (912) 5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045 (912) 5500 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
売上高 (百万円)	40,894	37,946	35,711	34,291	35,882
経常利益 (百万円)	1,597	1,871	1,992	2,304	2,680
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	3,619	1,529	1,355	1,038	1,767
包括利益 (百万円)	-	-	-	1,174	1,956
純資産額 (百万円)	45,826	45,959	46,784	47,400	48,728
総資産額 (百万円)	59,950	60,446	60,510	61,098	63,138
1株当たり純資産額 (円)	1,061.84	1,125.10	1,144.66	1,160.44	1,193.46
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	81.91	36.46	33.27	25.50	43.38
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	-	-	33.26	-	-
自己資本比率 (%)	76.3	75.8	77.1	77.4	77.0
自己資本利益率 (%)	7.5	3.3	2.9	2.2	3.7
株価収益率 (倍)	6.0	14.7	20.9	22.9	15.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,622	7,090	4,531	2,647	3,312
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,018	1,557	3,683	1,716	2,191
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,389	1,295	586	591	670
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	15,516	19,755	20,016	20,354	20,805
従業員数 (人)	1,844	1,850	1,861	1,740	1,725

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成21年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
売上高 (百万円)	36,088	33,617	31,747	30,145	32,115
経常利益 (百万円)	1,193	1,636	1,700	2,015	2,443
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	3,877	1,400	1,180	940	1,667
資本金 (百万円)	31,457	31,457	31,457	31,457	31,457
発行済株式総数 (千株)	50,000	48,000	48,000	48,000	48,000
純資産額 (百万円)	44,757	44,769	45,417	45,983	47,210
総資産額 (百万円)	57,426	58,011	58,039	58,486	60,239
1株当たり純資産額 (円)	1,038.90	1,097.71	1,112.98	1,126.37	1,156.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	10.00 (3.00)	12.00 (6.00)	14.00 (7.00)	16.00 (8.00)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	87.76	33.37	28.98	23.09	40.92
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	28.98	-	-
自己資本比率 (%)	77.9	77.1	78.1	78.5	78.3
自己資本利益率 (%)	8.2	3.1	2.6	2.1	3.6
株価収益率 (倍)	5.6	16.1	24.0	25.2	16.1
配当性向 (%)	-	30.0	41.4	60.6	39.1
従業員数 (人)	1,507	1,506	1,522	1,437	1,437

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成21年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和39年7月	(株)協栄計算センターとして協栄生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))より独立。
昭和43年6月	地方自治体向け、住民情報システム開発。
昭和44年4月	ソフトウェア技術部門設置。
昭和48年4月	北関東支社(現関東データセンター)開設。
昭和48年10月	札幌支社、大阪支社、名古屋支社(現北海道支社、関西支社、中部支社)開設。
昭和49年3月	本社・北関東支社(現関東データセンター)間に通信回線設置。
昭和50年2月	仙台支社(現東北支社)開設。
昭和50年10月	(株)協栄データサービス(現(株)KDS)(現連結子会社)を設立。
昭和51年3月	岡山支社(現中国支社に統合)開設。
昭和51年6月	福岡支社(現九州支社)開設。
昭和58年8月	全国主要都市を結ぶネットワーク(KICNET)を構築。
昭和59年8月	(株)アイネスに商号変更。
昭和60年4月	電気通信事業法に基づく、一般第二種電気通信事業を開始。
昭和62年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和62年6月	高津事業所(アイネスコミュニケーションプラザ)開設。
昭和63年3月	電気通信事業法特別第二種電気通信事業者として郵政省(現総務省)に登録。
昭和63年12月	システムインテグレータとして通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成元年6月	本店所在地を神奈川県川崎市高津区二子六丁目13番10号に移転。
平成2年3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年8月	(株)アイ・エス・エス(現連結子会社)を設立。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成3年5月	横浜市に総合研究所(現本社)開設。
平成7年3月	特定システムオペレーション企業として通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成7年7月	本店所在地を神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号に移転。
平成9年12月	アウトソーシング分野でISO9000シリーズの認証を取得。
平成10年10月	(株)コルネットと合併、幕張事業所を開設。
平成11年2月	プライバシーマーク認定を受ける。
平成11年12月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)(現(株)日立ソリューションズ)と資本・業務面で提携。
平成12年3月	港区赤坂事務所社屋を取得し、本社機能を集中。
平成14年1月	静岡支店開設。
平成14年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適合認証を取得。
平成16年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を高津事業所にて取得。
平成16年9月	日立ソフトサービス(株)(現(株)SKサポートサービス)(現連結子会社)の株式取得。
平成17年3月	ISMS Ver.2.0の登録更新及び全国13拠点へ拡大。
平成17年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を赤坂本社にて取得。
平成17年9月	新日本システム・サービス(株)(現連結子会社)の株式取得。
平成18年6月	事前警告型買収防衛策を株主総会の承認を得て導入。
平成18年12月	環境マネジメントシステムISO14001認証を大阪支社(現関西支社)にて取得。
平成19年3月	ISMSをJIS Q27001:2006版に対応及び全国15拠点へ拡大。
平成21年1月	事業構造改革の一環として、管理部門を本社(旧総合研究所)へ移転し、赤坂本社に営業部門及び事業部門の一部を集約。
平成21年4月	大阪証券取引所の上場を廃止。
平成21年7月	シンガポール支店開設。
平成22年4月	タイ・バンコクのJDI-INES Corporation Ltd.(現持分法非適用関連会社)に出資。
平成22年5月	オーストラリア・シドニーにINES System Services Pty.Ltd.(現非連結子会社)を設立。
平成23年6月	中国・上海に愛寧寿信息系统(上海)有限公司(現非連結子会社)を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社6社・関連会社1社で構成されております。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、当社発行済株式総数の22.11%を所有している株式会社日立ソリューションズは、当社のその他の関係会社であります。同社とはソフトウェア開発業務について取引関係があります。

株式会社KDSは、主として人材派遣ならびにデータエントリー業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。あわせて、民間企業向けのソフトウェア開発業務を行っております。

株式会社アイ・エス・エスは、情報処理サービスに付帯する運用等の業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。

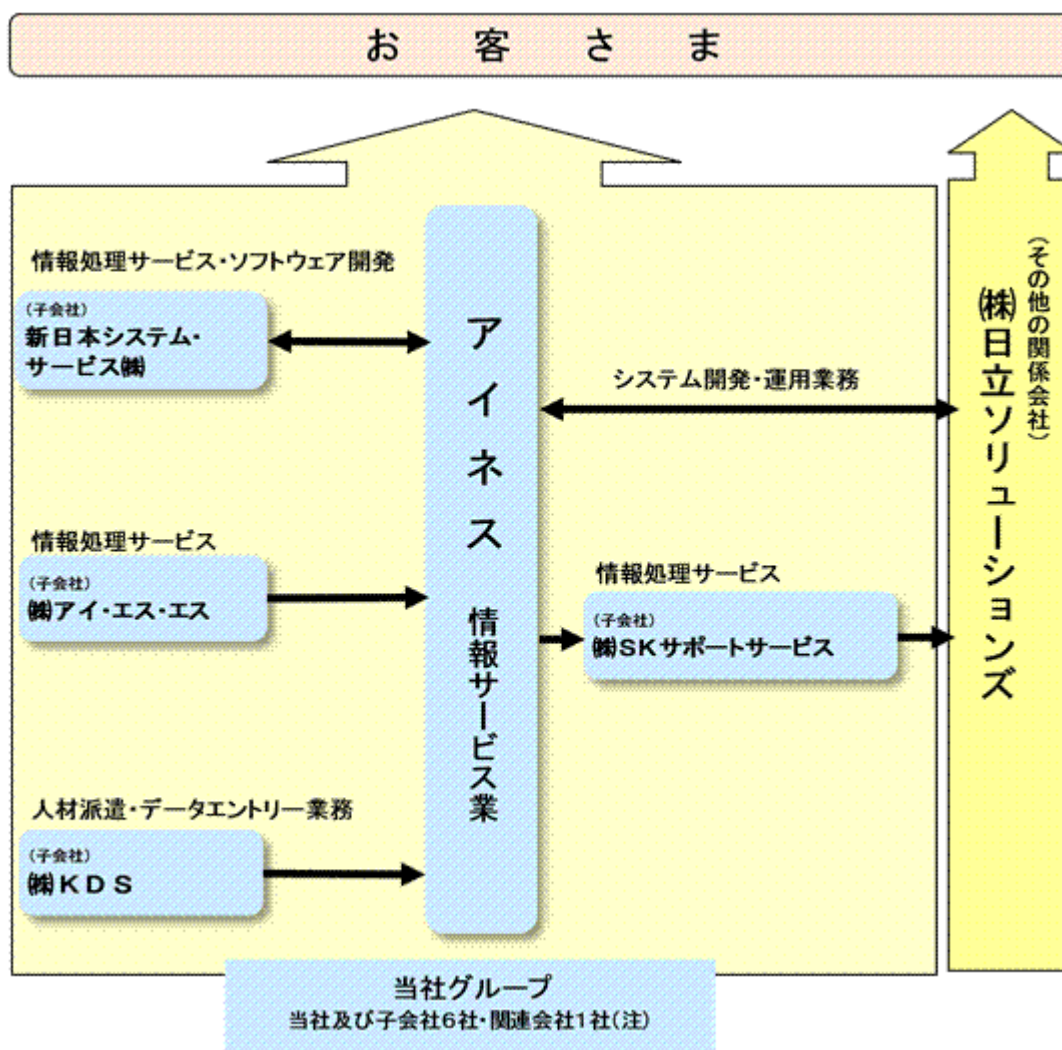
株式会社SKサポートサービスは、サーバハウジングを中心とした情報処理サービスを行っております。

新日本システム・サービス株式会社は、主に石油販売や物販などの民間企業向け情報処理サービスを行っております。あわせて、民間企業や公団向けソフトウェア開発業務ならびにパッケージソフトウェアの販売を行っております。

なお、当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しているため、情報サービス事業の単一セグメントとしております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



（注）非連結子会社である INES System Services Pty.Ltd.、愛寧寿信息系统（上海）有限公司 及び持分法非適用関連会社である JDI-INES Corporation Ltd. は、表中に図示しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
その他の関係会社 (株)日立ソリューションズ	東京都品川区	38,372	ソフトウェア・サービス事業 情報処理機器販売事業	被所有 26.1	情報処理サービス・ソフトウェア開発の受託及び委託、システム提供サービスの受託及び委託 役員の兼任等.....無
連結子会社 (株)アイ・エス・エス	川崎市高津区	200	情報処理サービス システム関連サービス 不動産管理	100.0	情報処理サービス業務の委託 不動産管理業務の委託 役員の兼任等.....有
(株)KDS	東京都港区	300	人材派遣 データエントリー	100.0	データエントリー業務の委託他 役員の兼任等.....有
(株)SKサポートサービス	横浜市戸塚区	30	システム運用	100.0	役員の兼任等.....無
新日本システム・サービス(株)	大阪市福島区	60	システム運用 ソフトウェア開発	95.0	役員の兼任等.....無

(注) 当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しているため、情報サービス事業の単一セグメントとしております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の従業員数を示しております。

平成24年3月31日現在

システム工程の名称		従業員数(人)	
前工程	ITコンサル・要件定義	12	
中工程	システム開発	準委任	405
		一括	414
後工程	運用	416	
	システム保守	150	
その他サービス		131	
全社(共通)		197	
合計		1,725	

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、工程別に区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,437	39.41	14.79	6,467,845

当社の事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の従業員数を示しております。

システム工程の名称		従業員数(人)	
前工程	ITコンサル・要件定義	12	
中工程	システム開発	準委任	377
		一括	402
後工程	運用	259	
	システム保守	149	
その他サービス		70	
全社(共通)		168	
合計		1,437	

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には社外から当社への出向者は含んでおりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、工程別に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は平成4年7月1日に情報産業労働組合連合会に加盟し、平成24年3月31日現在における組合員数は1,114名であります。

なお、労使間の問題もなく、労働協約の定めるところに従い健全な労使関係を保っております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（以下、「当期」という。）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響や欧州債務問題などにより厳しい状況が続きましたが、復興需要や年度末にかけて円高の修正による企業収益の向上など、回復の兆しがあらわれてまいりました。しかしながら、原油高騰や電力問題などから、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

情報サービス産業においても、大企業を中心に情報化投資に改善の兆しは見られるものの、いまだ本格的な回復には至っておりません。

このような事業環境の中で、当社グループは、震災後のBCP需要の取り込み、および公共分野や金融分野などにおける受注高、売上高の拡大を積極的に図るとともに、プロジェクト管理の徹底や品質保証体制の充実などに引き続き取り組んでまいりました。また、平成24年4月1日付で「運用サービス事業部」を新設し、運用サービスの競争力向上のために組織体制の強化を図りました。

この結果、当期では、受注高は全業種分野とも前期を上回り、前期比7.1%増の423億48百万円となりました。売上高は、金融分野と公共分野が好調に推移した結果、同4.6%増の358億82百万円となりました。

損益面では、売上高の増加や原価低減等が奏功し、営業利益は前期比17.4%増の25億89百万円となり、営業利益率も同0.8%ポイント改善の7.2%となりました。経常利益は同16.3%増の26億80百万円となりました。当期純利益は、法人税率の変更による繰延税金資産の取崩しを行いました。経常利益の増加や特別損失の減少等により、同70.1%増の17億67百万円となりました。

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、以下、工程別の売上高を示しております。

工程別及び業種別の売上高は次のとおりです。

工程別売上高では、前工程のITコンサル・要件定義は、前期比22.8%増の1億64百万円となりました。

中工程のシステム開発は、公共分野で自治体向けパッケージ「WebRings(ウェブリングス)」が好調に推移したこと等により、同6.5%増の154億74百万円となりました。

後工程の運用・システム保守は、全業種分野とも堅調に推移した結果、同1.6%増の142億39百万円となりました。

その他サービスは、金融分野での機器販売の増加等で、同6.9%増の60億2百万円となりました。

業種別売上高では、産業分野は、グループ会社の減収により、同2.5%減の103億32百万円となりました。金融分野は、銀行のシステム投資の回復や機器販売があったため、同5.5%増の123億67百万円となりました。公共分野は、支社も含めて引き続き好調を維持したため、同10.1%増の131億81百万円となりました。

[工程別連結売上高]

(単位：百万円)

区分\期別	前連結会計年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		当連結会計年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
前工程(ITコンサル・要件定義)	134	0.4%	164	0.5%	22.8%
中工程	14,531	42.3%	15,474	43.1%	6.5%
システム開発					
準委任	6,003	17.5%	6,175	17.2%	2.9%
一括	8,528	24.8%	9,299	25.9%	9.0%
後工程	14,010	40.9%	14,239	39.7%	1.6%
運用	10,110	29.5%	10,226	28.5%	1.1%
システム保守	3,900	11.4%	4,013	11.2%	2.9%
その他サービス	5,614	16.4%	6,002	16.7%	6.9%
合計	34,291	100.0%	35,882	100.0%	4.6%

[業種別連結売上高]

(単位：百万円)

区分\期別	前連結会計年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		当連結会計年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
産業	10,596	30.9%	10,332	28.8%	2.5%

区分\期別	前連結会計年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		当連結会計年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
金融	11,719	34.2%	12,367	34.5%	5.5%
公共	11,975	34.9%	13,181	36.7%	10.1%
合計	34,291	100.0%	35,882	100.0%	4.6%

(2) キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は208億5百万円となり、前期末に比べ4億50百万円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、主に税金等調整前当期純利益の計上等により33億12百万円（前期比6億65百万円増）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、21億91百万円（同4億74百万円増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、配当金の支払い等により、6億70百万円（同78百万円増）となりました。

[用語解説]

WebRings（ウェブリングス）：当社が独自開発したWeb型の総合行政システム

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の生産実績を示しております。

システム工程の名称		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	58	83.1
	要件定義(百万円)	123	183.2
中工程	システム開発	準委任(百万円)	6,183
		一括(百万円)	9,519
後工程	運用(百万円)	10,255	102.3
	システム保守(百万円)	3,893	97.5
その他サービス(百万円)		6,084	105.2
合計(百万円)		36,119	103.9

(注) 1. 金額は売価換算によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における当社グループ全体の受注状況を示しております。

受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
42,348	107.1	31,452	130.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における工程別の販売実績を示しております。

システム工程の名称		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)	56	83.5
	要件定義(百万円)	107	163.3
中工程	システム開発 準委任(百万円) 一括(百万円)	6,175	102.9
		9,299	109.0
後工程	運用(百万円)	10,226	101.1
	システム保守(百万円)	4,013	102.9
その他サービス(百万円)		6,002	106.9
合計(百万円)		35,882	104.6

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容および対処方針

持続的な成長と高収益体質の確立に向けて、次の7つの課題に取り組んでまいります。

受注・売上の拡大

今後も成長が見込まれるITサービス市場の中で、ITコンサルティングから運用・保守までの一貫したワンストップサービスを武器に、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕に取り組み、受注・売上の拡大を図ってまいります。

高付加価値ビジネスへの転換

当社の強みである運用事業において、品質改善やコスト削減を実施して競争力をさらに高めるとともに、より付加価値の高いデータセンターサービスの提供を拡大してまいります。さらに、新規ソリューションやパッケージの開発・販売に注力し、高付加価値ビジネスへの転換を図ってまいります。

技術力の向上

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを蓄積し、組織的に活用することで技術力の向上を図ってまいります。

グループ内外との連携による事業の拡大

当社グループ内での連携を従来にも増して強化するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業を拡大いたします。また、シナジー効果が見込める場合には、M & Aを積極的に検討してまいります。

品質の向上

当社の製品・サービスの品質が競争力の基盤と認識し、品質保証本部を中心に継続的に品質向上に取り組んでおります。また、全社でのキャンペーン活動などを通じて社員のさらなる品質意識の向上を図ってまいります。

活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内のコミュニケーションを活発化し、活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメント、国際化など高収益企業を支える幅広い人材の育成を図ってまいります。

管理体制の強化とCSRの推進

管理体制の強化のため、社員のコンプライアンス意識の維持・向上の教育を充実させ、内部統制体制の強化を図るとともに、情報セキュリティや個人情報保護のさらなる徹底を推進いたします。また、企業に求められる社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の発展に寄与してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制および財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRings に代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

a. 企業価値向上のための取組み

情報通信技術は、社会基盤のひとつとしてますますその重要性を高めております。当社グループは「創造 愛 自己統合」を社是として、わが国の情報化推進の一翼を担い、社会の発展に寄与することを使命としております。

当社グループは、持続的な成長と高収益体質を確立し、株主・顧客・従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、また、平成26年7月の創立50周年に向けて、次の半世紀への成長基盤を創ることを目指しております。これらの実現のため、以下の課題に取り組んでまいります。

(a) 受注・売上の拡大

今後も成長が見込まれるIT サービス市場の中で、IT コンサルティングから運用・保守までの一貫したワンストップサービスを武器に、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕に取り組み、受注・売上の拡大を図ってまいります。

(b) 高付加価値ビジネスへの転換

当社の強みである運用事業において、品質改善やコスト削減を実施して競争力をさらに高めるとともに、より付加価値の高いデータセンターサービスの提供を拡大してまいります。さらに、新規ソリューションやパッケージの開発・販売に注力し、高付加価値ビジネスへの転換を図ってまいります。

(c) 技術力の向上

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを蓄積し、組織的に活用することで技術力の向上を図ってまいります。

(d) グループ内外との連携による事業の拡大

当社グループ内での連携を従来にも増して強化するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業を拡大いたします。また、シナジー効果が見込める場合には、M & Aを積極的に検討してまいります。

(e) 品質の向上

当社の製品・サービスの品質が競争力の基盤と認識し、品質保証本部を中心として継続的に品質向上に取り組んでおります。また、全社でのキャンペーン活動などを通じて社員のさらなる品質意識の向上を図ってまいります。

(f) 活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内のコミュニケーションを活発化し、活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメント、国際化などの面で、持続的な成長と高収益企業を支える幅広い人材の育成を図ってまいります。

(g) 管理体制の強化とCSRの推進

管理体制の強化のため、社員のコンプライアンス意識の維持・向上のための教育を充実させ、内部統制体制の強

化を図るとともに、情報セキュリティや個人情報保護のさらなる徹底を推進いたします。また、企業が求められる社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の発展に寄与してまいります。

これらの取組みにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えております。

b. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

- (a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- (c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、現在の取締役8名のうち1名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役3名のうち2名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員および社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役および監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門および会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年5月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、当社定款第18条に基づき「当社株式の大規模買付に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」を決議し、同日開催の取締役会において、当該基本方針に基づく具体的な対応策を導入しておりますが、いずれも平成24年6月22日開催の当社第50回定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間は終了しました。そこで、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社定款第18条に基づき当社株式の大規模買付行為に関する対応策の基本方針（以下「本基本方針」といいます。）の内容を平成24年6月22日開催の当社第50回定時株主総会決議により、次のとおり一部変更のうえ更新しております。

a. 本基本方針の概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成24年6月22日開催の当社第50回定時株主総会により決議された本プランの骨子に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）としております。

b. 本プランの概要

当社株券等の保有者の保有割合が20%以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報および当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとしております。

当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとしております。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会または当社株主総会の決議により、当該買付者

等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として、当社取締役会または当社株主総会の決議をもって別途定める割合で無償にて割当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等および当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で最長30日間延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後初めて実施され得るものとしております。なお、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を得ることができます。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供および検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなかった場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告します。

独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

本基本方針および本プランの有効期間は、平成24年6月22日開催の当社第50回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

なお、本基本方針および本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.ines.co.jp>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

a. 上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記の取組み）について

(a) 本基本方針が上記の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものです。

(b) 上記の取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』）を充足しています。

イ 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり当社第50回定時株主総会において承認可決されることにより決定されております。

また、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として布井 千博氏がそれぞれ就任いたしております。

エ 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

[用語解説]

WebRings（ウェブリングス）：当社が独自開発したWeb型の総合行政システム

4【事業等のリスク】

当社グループの事業活動、経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のある主なりリスク要因は以下のとおりです。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の防止および発生した場合の適切な対処に努めておりますが、予測されない事態が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

なお、本項の記載内容のうち、将来に関する事項を記載している場合には、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境リスク

当社グループの属する情報サービス産業においては、顧客企業の情報化投資に対する費用対効果要求の高まり、技術動向の急激な変化、新規参入企業の増加等により事業環境が大きく変化する可能性があります。このため当社グループは、業種業態を絞り込み顧客業務や業界のノウハウを蓄積することで、より付加価値の高いサービスの提供や常に技術革新動向を注視し質の高い技術者の育成に取り組んでおります。

(2) 開発リスク

ソフトウェアの受託開発及びパッケージ製品などにおいて、品質不良や納期遅延等が発生し、コスト増加により不採算案件が生じるリスクがあります。これらを回避するために当社では、プロジェクト管理の徹底、品質や見積り精度の向上など、開発体制の充実を図っております。

(3) 運用リスク

アウトソーシングなど運用サービスにおいて、大規模災害による想定外の損害や長期の電力不足、サイバー攻撃、運用ミスなどにより、システムダウンや回線障害が発生し、顧客の事業が停止もしくは中断した場合、当社が損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。これらを回避するために当社では、ITIL¹に準拠した体制の整備、データセンター設備の増強・バックアップ機能の充実・運用ツールの強化等の設備投資、運用管理の向上、技術者教育、BCP²の策定などに継続的に取り組んでおります。

(4) 財務リスク

当社の財務状態、経営成績およびキャッシュフローの状況において異常な変動はありません。ただし、経済情勢の変化等によるシステム投資動向、競合状況、プロジェクト案件の進捗状況や採算性等により経営成績が変動する可能性があります。また、当社の売上高は、顧客への納期が期末となることが多いため、第2・第4四半期に集中する傾向にあります。

(5) 情報漏洩・法務リスク

当社は、業務上、顧客が保有する個人情報や機密情報を含んだ情報資産を受託等で取り扱う場合があります。当該情報が漏洩した場合、顧客から損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用失墜のリスクがあります。また、取引における基本契約、個別契約の内容に関して契約不履行や不法行為が発生した場合には、顧客から損害賠償請求や提訴を受けるリスクや情報サービス企業として信用失墜のリスクがあります。これらを回避するために当社では、ISMS³やプライバシーマーク⁴など各種認証取得に積極的に取り組むとともに、研修や教育などを通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施しております。

(6) 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等

当連結会計年度末日現在、株式会社日立ソリューションズは、当社の発行済株式総数48,000,000株のうち10,612,000株(持株比率22.1%)を保有しております。また、同社は、当社へ取締役1名を派遣しております。

[用語解説]

1 ITIL(アイティル): Information Technology Infrastructure Libraryの略

英国商務局が策定した、コンピュータシステムの運用・管理業務に関する体系的なガイドライン。ITサービス管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化しています。

2 BCP(ビー・シー・ピー): Business Continuity Planの略

企業が自然災害、大火災、パンデミック、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画です。

3 ISMS(アイ・エス・エム・エス): Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表されました。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度で、最新の技術革新に対応しています。

4 プライバシーマーク

個人情報保護に関するJIS(JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム要求事項)基準に適合し、個人情報の取り扱いを適切に行うための体制を整備しているかどうかを、財団法人日本情報処理開発協会と指定機関が審査・認定する制度です。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中において、経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、急激な変化を続けている社会環境の中で、新たな社会ニーズを見据え、今後の事業の中心となる製品・サービスの研究開発及び長期的成長の基盤となる基礎的研究や新技術の研究に注力しております。なお、当連結会計年度の研究開発活動に要した研究開発費は66百万円であります。

当社グループの事業は、情報サービス事業の単一セグメントのため、当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発活動を示しております。

(1) 今後の事業の中心となるソリューションサービス及びコアシステムの研究開発

当業界を取り巻く情勢は、ユーザがその所在や内部構造を意識することなくサービスを利用できるクラウドコンピューティングや、即時性や柔軟性を進化させユーザが必要なときに必要なサービスを必要なだけ利用できるオンデマンドコンピューティングの台頭が代表するように、これまでになく急速かつ大規模に変化しています。当社グループは、このような変化に対応すべく、今後の事業展開において中心となるソリューションサービス及びそのコアシステムを独自の視点で選択し、実用化に向けた研究及び開発を行っております。

・より効果の高いクラウドコンピューティングサービスをめざして

クラウドコンピューティングサービスは、今後さらに需要が拡大すると予測、注目されることから、基幹系情報システムのクラウド化要求を見込み、より信頼性や効果の高いサービス提供を目指して、クラウド基盤の高度化を図っております。

現在、従来のアウトソーシングサービスで培った運用ノウハウとさまざまな安全基準を満たす信頼できる設備環境をフルに活用し、ICT環境管理の煩わしさからの開放と安全で安定したICT利用環境の提供を特長とするクラウドコンピューティングサービス事業を継続しております。今後は、各事業部との連携を図り、既存情報システムのクラウド環境への移行方式の標準化につきましても取り組んでまいります。

(2) 長期的成長の基盤となる新技術の研究

基礎的な研究や新技術の研究につきましては、長期的な視点を持って当社グループの成長の基盤となることを基本に、当社本社に設置した技術本部において実施しております。

・ソフトウェア開発技術の研究

低コストかつ高品質なシステム構築の実現に向けて、ソフトウェア開発環境を整備・標準化するための技術の研究開発を継続的に行っています。特に、クラウド基盤構築に向けた仮想化技術、業務に依存しないシステム共通処理を再利用し易くするフレームワーク技術や、より高い生産性・品質を実現するための開発支援ツール活用技術の研究を重点的に行っております。今後は、デバイスフリー、スケーラブル等、クラウドの特長的な機能を取り込んだアプリケーションの開発に向け、方式の決定と標準化に関する調査・研究へ発展させます。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

資産

当連結会計年度（以下「当期」という。）末の流動資産は、主に売掛金の増加により、前期末に比べ25億67百万円増加し、344億9百万円となりました。固定資産は、主に無形固定資産、投資有価証券や繰延税金資産の減少により、前期末に比べ5億28百万円減少し、287億29百万円となりました。

負債

流動負債は、前期末に比べ4億69百万円増加し、61億6百万円となりました。固定負債は、前期末に比べ2億41百万円増加し、83億3百万円となりました。

純資産

純資産は、主に当期純利益の計上により、前期末に比べ13億27百万円増加し、487億28百万円となりました。

設備及びソフトウェア投資

当期においては、本社データセンター設備の改善、防災対策のための非常用自家発電設備の増強、節電対策、及び福利厚生充実の充実を目的とした企業内保育所の開設など、12億7百万円の設備投資を実施いたしました。また、ソフトウェア資産については、地方自治体向けソフトウェアを中心に8億42百万円を投資いたしました。

(2) 経営成績

当社グループを取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、東日本大震災の影響や欧州債務問題などにより厳しい状況が続きましたが、復興需要や年度末にかけて円高の修正による企業収益の向上など、回復の兆しが見られてまいりました。しかしながら、原油高騰や電力問題などから、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

情報サービス産業においても、大企業を中心に情報化投資に改善の兆しは見られるものの、いまだ本格的な回復には至っておりません。

売上高

このような事業環境の中で、当社グループは、震災後のBCP需要の取り込み、および公共分野や金融分野などにおける受注高、売上高の拡大を積極的に図るとともに、プロジェクト管理の徹底や品質保証体制の充実などに引き続き取り組んでまいりました。また、平成24年4月1日付で「運用サービス事業部」を新設し、運用サービスの競争力向上のために組織体制の強化を図りました。

売上高は、金融分野と公共分野が好調に推移した結果、前期に比べ15億90百万円増加し、358億82百万円となりました。

売上原価

売上原価は、売上高の増加に伴い、前期に比べ10億24百万円増加し、281億15百万円となりました。原価低減を継続して推し進めたことにより、原価率は前期から0.6%ポイント改善し、78.4%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前期に比べ1億82百万円増加し、51億76百万円となりました。売上高販管費比率は14.4%で、前期とほぼ同水準となりました。

なお、当期の研究開発費は66百万円となりました。具体的内容としては、今後の需要拡大が見込まれるクラウドコンピューティングにつき、より信頼性や効果の高いサービス提供を目指したクラウド基盤の高度化に取り組んでおります。また、低コストかつ高品質なシステム構築の実現に向けたソフトウェア開発環境の整備・標準化に関する研究にも継続して取り組んでおります。

営業利益

以上の結果、営業利益は25億89百万円と、前期に比べ3億84百万円の増加となりました。

経常利益

営業外損益には、受取利息など1億34百万円の収益と、支払利息など43百万円の費用を計上いたしました。この結果、経常利益は26億80百万円と、前期に比べ3億75百万円の増加となりました。

税金等調整前当期純利益

特別利益は受取和解金など1億19百万円を計上しました。一方、特別損失には投資有価証券評価損など、5億44百万円を計上したものの前期において早期退職優遇措置の実施による特別退職金等を計上したことから、税金等調整前当期純利益は前期に比べ10億37百万円増加し、22億55百万円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は前期に比べ7億28百万円増加し、17億67百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により得られた資金は、主に税金等調整前当期純利益の計上等により、前期比6億65百万円増加の33億12百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、前期比4億74百万円増加の21億91百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、配当金の支払い等により、前期比78百万円増加の6億70百万円となりました。

現金及び現金同等物の当期末残高

当期末における現金及び現金同等物は208億5百万円となり、前期末に比べ4億50百万円増加いたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の主なものは、本社データセンタ設備の改善、防災対策のための非常用自家発電設備の増強、節電対策、及び福利厚生充実を目的とした企業内保育所の開設等への設備投資で、総額は12億7百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員 数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)		合計 (百万円)
赤坂本社 (東京都港区)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	547	186	1,839 (1,231.62)	-	2,574	494
本社 (横浜市都筑区)	管理・情報サー ビス・研究	"	4,207	260	4,443 (9,809.27)	53	8,964	580
高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	1,174	166	1,608 (3,819.55)	-	2,949	151
幕張事業所 (千葉市美浜区)(注2)	"	"	810	0	144 (524.11)	-	955	-
関東データセンター (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	26	48	- (-)	-	74	14
三鷹データセンター (東京都三鷹市)(注1)	"	"	13	56	- (-)	-	70	3
北海道支社 (札幌市中央区)(注1)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	8	6	- (-)	-	14	21
東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	8	11	- (-)	-	19	19
中部支社 (名古屋市市中村区)(注1)	"	"	8	5	- (-)	-	14	50
静岡支店 (静岡市葵区)(注1)	"	"	1	0	- (-)	-	2	6
関西支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	19	70	- (-)	-	89	43
西九条データセンター (大阪市福島区)(注1)	情報サービス	生産設備	205	20	- (-)	-	226	8
中国支社 (広島市東区)(注1)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	4	37	- (-)	-	42	24
九州支社 (福岡市博多区)(注1)	"	"	14	54	- (-)	-	69	24
寮・社宅(5ヶ所) (川崎市宮前区 他)	福利厚生施設	その他設備	1,478	0	2,388 (3,521.49)	-	3,867	-
社内保育園 (横浜市都筑区)	"	"	21	0	78 (278.13)	-	101	-
保養所(2ヶ所) (福島県岩瀬郡天栄村他)	"	"	0	-	0 (434.33)	-	1	-

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	合計 (百万円)	
保養所用地(清里) (山梨県北杜市高根町)			-	-	8 (18,283.89)	-	8	-
保養所用地(嬭恋) (群馬県吾妻郡嬭恋村)			-	-	2 (496.00)	-	2	-

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)アイ・ エス・エス	本社 (川崎市高津区)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	0	19	- (-)	77	97	132
	新横浜事業所 (横浜市港北区)(注1)	情報サービス	生産設備	4	2	- (-)	3	10	9
	寮 (横浜市都筑区)	福利厚生施設	その他設備	463	-	665 (1,629.00)	-	1,128	1
(株)K D S	本社 (東京都港区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	5	0	- (-)	-	5	42
	高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	0	2	- (-)	-	2	9
	関東事業所 (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	-	2	- (-)	-	2	3
	札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	0	0	- (-)	2	3	11
	東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	0	1	- (-)	-	2	4
	大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	1	2	- (-)	0	3	24
	福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	0	1	- (-)	-	1	3
(株)SKサポ ートサービス	本社 (横浜市戸塚区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	1	68	- (-)	0	70	12
新日本シス テム・サー ビス(株)	本社 (大阪市福島区)(注1)	"	"	14	2	- (-)	32	49	38
	四国営業所 (香川県高松市)(注1)	情報サービス	生産設備	-	0	- (-)	-	0	-

(注) 1. 連結会社以外の者から賃借により使用している事務所または事業所であります。

2. 建物の一部を連結会社以外の者に賃貸しております。

3. 上記の他、大型コンピュータ、パソコン等を、リースにより使用しております。リース料総額は12億62百万円
であります。

4. 当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、事業の名称を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	(株)東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	880	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,040	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 628 1株当たり資本組入額 392	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,349	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成26年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 822 1株当たり資本組入額 535	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項
上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年5月15日 (注)	1,895,753	50,000,000	-	31,457	-	7,864
平成20年4月18日 (注)	2,000,000	48,000,000	-	31,457	-	7,864

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	37	226	99	1	7,267	7,655	-
所有株式数 (単元)	-	98,820	8,218	114,256	77,679	10	179,897	478,880	112,000
所有株式数の 割合(%)	-	20.64	1.72	23.86	16.22	0.00	37.56	100	-

(注) 1. 自己株式7,256,160株は「個人その他」に72,561単元及び「単元未満株式の状況」に60株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ3単元及び40株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社日立ソリューションズ	東京都品川区東品川4丁目12-7	10,612	22.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,459	11.37
日本スタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,623	5.47
アイネスグループ社員持株会	神奈川県横浜市都筑区牛久保3丁目9-2	1,156	2.41
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,146	2.39
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	993	2.07
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	826	1.72
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー)	764	1.59
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	653	1.36
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟	579	1.21
計	-	24,816	51.70

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式5,459千株、日本スタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,623千株、CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIOの所有株式1,146千株、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーの所有株式993千株、バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー - エイシーの所有株式826千株、ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツの所有株式764千株、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウントの所有株式653千株及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式579千株は、すべて信託業務に係る株式であります。

2. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする、平成23年10月20日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年10月14日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5-33	1,424,000	2.97
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目23-1	476,100	0.99
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1 ミッドタウン・タワー	1,562,600	3.26
計	-	3,462,700	7.21

3. 上記のほか、自己株式が7,256千株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,256,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,631,900	406,319	-
単元未満株式	普通株式 112,000	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	406,319	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保 三丁目9番2号	7,256,100	-	7,256,100	15.12
計	-	7,256,100	-	7,256,100	15.12

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 従業員 218
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 5 従業員 238
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 4 従業員 265
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,323	755,490
当期間における取得自己株式	217	136,785

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	2	1,497	-	-
保有自己株式数	7,256,160	-	7,256,377	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、収益力向上に向けて企業体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの利益還元を充実させていくことが経営の重要課題であると考えております。利益配当につきましては、急速な市場の変化に対応するため財務基盤の充実を勘案しつつ、安定的な成果配分をおこなうことを基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。よって、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、業績状況を勘案し、1株当たり16円の配当(うち中間配当8円)、配当総額6億51百万円を実施することを決定しました。配当性向は連結で36.9%、個別で39.1%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年10月26日 取締役会決議	325	8.00
平成24年6月22日 定時株主総会決議	325	8.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
最高(円)	939	634	848	810	661
最低(円)	407	253	480	438	460

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
最高(円)	522	545	557	612	656	661
最低(円)	460	504	513	520	557	620

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	会長	五十嵐 泰彦	昭和21年6月13日生	昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社社会情報システム事業部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ)入社、 営業本部長 平成15年6月 同社執行役常務営業本部長 平成17年4月 同社執行役専務 平成20年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役会長(現任)	(注)3	374
代表 取締役	社長	林 義裕	昭和24年7月25日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社公共システム事業部全国公共システム本 部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ)入社、 公共社会システム事業部次長 平成19年4月 当社入社 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	147
取締役	常務執行役員	保垣 宏	昭和27年11月24日生	昭和52年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UF J銀行)入行 平成18年1月 同行国際事務情報システム部長 平成18年11月 当社入社 平成19年6月 当社取締役金融システム本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	79

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員	中村 光宏	昭和26年10月9日生	昭和51年4月 第一火災海上保険相互会社入社 平成11年4月 同社情報システム部長 平成13年4月 当社入社 平成19年6月 当社損保システム本部長 平成20年10月 当社執行役員公共システム事業部長 平成22年6月 当社取締役執行役員公共システム事業部長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	66
取締役	常務執行役員 財務本部長	仙波 隆人	昭和29年12月5日生	昭和53年4月 株式会社日立製作所入社 平成14年12月 同社情報・通信グループ財務本部サービス・ 新事業経理部長 平成19年6月 アラクサラネットワークス株式会社財務部長 平成21年6月 当社入社、財務本部長 平成21年10月 当社執行役員財務本部長 平成23年4月 当社常務執行役員財務本部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長(現任)	(注)3	51
取締役	執行役員 金融システム 事業部長	宮代 久	昭和31年1月29日生	昭和53年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UF J銀行)入行 平成17年6月 同行欧州法人業務部長 平成22年5月 当社出向 平成22年10月 当社執行役員金融システム事業部長 平成23年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長 (現任)	(注)3	12
取締役	執行役員 運用サービス 事業部長	佐々木 建四郎	昭和31年9月13日生	昭和57年4月 当社入社 平成17年6月 当社運用管理サービス本部長 平成22年4月 当社執行役員運用統括本部長 平成23年5月 株式会社アイ・エス・エス取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役執行役員運用統括本部長 平成24年4月 当社取締役執行役員運用サービス事業部長 (現任)	(注)3	52
取締役		栗原 勸仁	昭和30年9月24日生	昭和53年4月 株式会社日立製作所入社 平成15年4月 同社情報・通信グループ 公共システム事業部 全国公共システム本部長 平成18年7月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ)入社、 公共社会システム事業部 副事業部長 平成20年4月 同社執行役公共社会システム事業部長 平成22年4月 同社執行役員公共社会システム事業部長 平成22年10月 同社執行役員社会・公共システム事業本部 公 共システム事業部長 平成23年10月 同社執行役員社会・公共システム事業本部 公 共システム事業部長(兼)ヘルスケアビジネ ス事業部長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤 監査役		田所 正夫	昭和24年12月17日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成10年1月 同行東京事務センター所長 平成12年6月 当社取締役 平成12年11月 当社取締役第一金融システム本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成17年6月 当社常務取締役 株式会社データ・アプリケーション社外監査役（現任） 平成19年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	157
常勤 監査役		不破 邦俊	昭和24年7月24日生	昭和49年4月 京都府入庁 昭和53年10月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成15年7月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社 平成18年7月 同法人代表社員（現 シニアパートナー） 平成23年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	-
監査役		角田 大憲	昭和42年1月29日生	平成3年10月 司法試験合格 平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属 平成13年1月 同事務所パートナー 平成15年3月 中村・角田法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）参画、パートナー（現任） 平成17年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	-
計						938

- (注) 1. 取締役のうち、栗原 勲仁は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、不破 邦俊、角田 大憲の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
4. 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
5. 平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は、社長 林 義裕、常務執行役員 保垣 宏、同 中村 光宏、同 仙波 隆人（財務本部長）、執行役員 宮代 久（金融システム事業部長）、同 佐々木 建四郎（運用サービス事業部長）、同 井ノ上 詔一郎（運用サービス事業部 副事業部長 兼 第一運用サービス本部長）、同 荒川 忠（技術本部長）、同 河内 延泰（総務本部長）、同 當山 稔（営業統括本部長）、同 平田 正幸（営業統括本部 副統括本部長 兼 支社統括本部 副統括本部長 兼 営業業務部長）、同 長谷川 実（支社統括本部 西日本本部長）、同 安藤 渉（産業システム事業部長）の合計13名で構成しております。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
補欠 監査役	仁科 秀隆	昭和54年3月25日生	平成12年10月 司法試験合格 平成14年10月 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所)所属 平成22年2月 中村・角田・松本法律事務所所属 平成23年1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

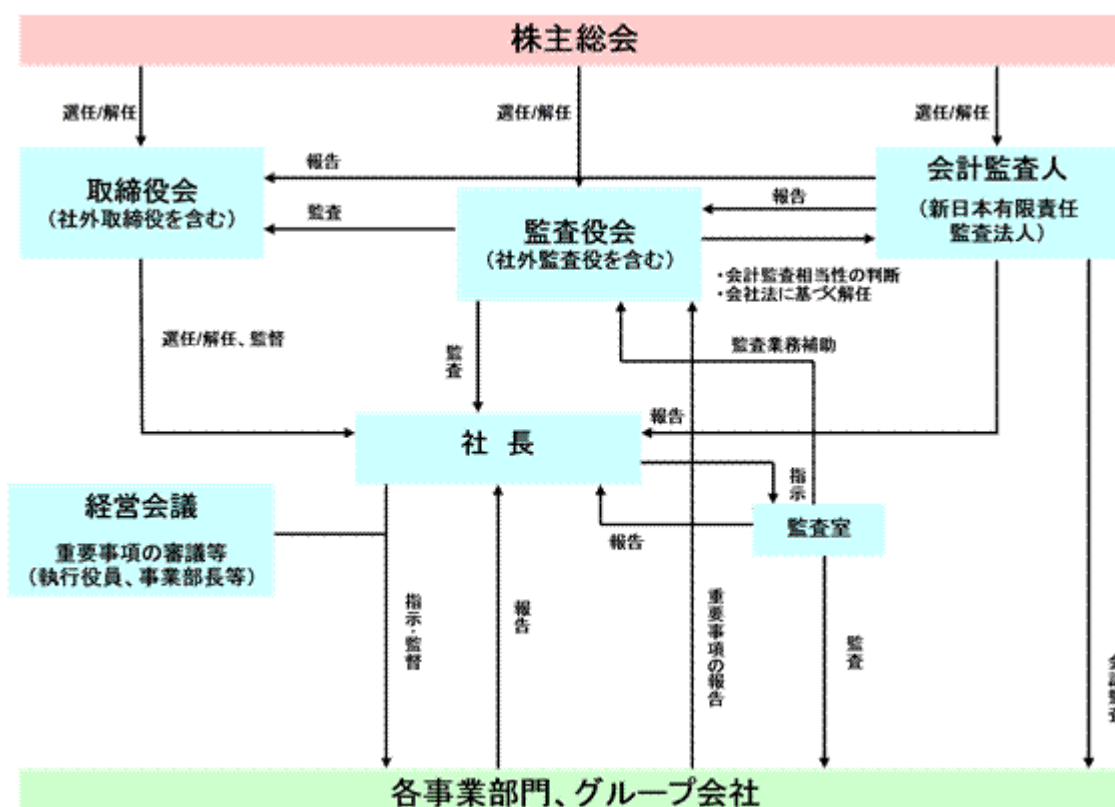
当社のコーポレートガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

- (1) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (2) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- (3) 取締役会・監査役(会)による経営の監視を充実に、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

企業統治の体制

1. 現状の組織形態

有価証券報告書提出日現在における当社の業務執行・監査の仕組みは以下のとおりです。



当社の顧問弁護士は、森・濱田松本法律事務所に依頼しており、必要に応じて法的なアドバイスをいただいております。

(1) 業務執行体制について

業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ確かな業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

(2) 取締役会について

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役1名を含む8名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、社外を含む監査役3名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

(3) 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、取締役、執行役員、常勤監査役、事業部長等により構成される経営会議を毎月1回以上定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

(4) 監査体制について

当社は、有価証券報告書提出日現在、監査役3名選出しておりますが、うち2名が社外監査役であり、企業法務、財務会計分野の専門家を選任し、監査の実効性と専門性を確保しております。

2. 当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関する確かな判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、執行役に執行権限を集中する委員会設置型よりは、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、これを監査役が独立的立場から客観的に監視する監査役設置会社の方が組織形態として妥当と判断しております。

内部統制システムの整備の状況

1. 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
- (2) 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
- (3) 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
- (4) 内部通報規程に則り、使用人が社内では法令および定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

2. 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
- (2) 上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
- (2) 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、I S M S 委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。
- (3) 危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする内部統制委員会がその維持・改善の継続を推進する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、内部統制委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

- (2) 会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。
6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
- (2) 主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行う。
- (3) 子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- (1) 監査室に属する使用人は、監査役への求めがある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
- (2) 監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。
8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役への指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- (2) 監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動および評価については監査役の同意を要する。
9. 取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行わなければならない。
- 1) 経営状況に関わる重要な事項
 - 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 4) コンプライアンス上重要な事項
 - 5) 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - 6) その他、監査役会で定める事項
- (2) 監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
- (2) 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

内部監査及び監査役監査の状況

1. 内部監査

当社は内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は4名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。

2. 監査役監査

監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回以上開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。なお、監査役は必要に応じて監査役職務を補助するための要員を監査室に対して要請することができます。

また、常勤監査役の田所正夫氏は銀行業務に長年携わった経験と、当社において管理本部長を務めた経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査役と会計監査人の連携状況

日頃の意見交換のほか定期的に会合を持ちながら、経営監視の状況について討議をし、連携をとっております。

4. 監査役と内部監査部門の連携状況

日頃の意見交換のほか、監査室は監査役会へ同席するなど連携をとっております。また、監査役の求めがある場合は、その指示に従い監査役職務を補助しております。

会計監査の状況

会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 茂

指定有限責任社員 業務執行社員 尾崎 隆之

(注)1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 11名

社外取締役及び社外監査役の状況

当社の取締役8名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名のうち、2名が社外監査役であります。

社外取締役の栗原 勲氏は、平成24年6月22日開催の第50回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は長年にわたり公共ビジネスを中心とする企業経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく当社経営の監督とチェック機能が期待できると判断したため、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社の議決権の26.1%を保有するその他の関係会社（株式会社日立ソリューションズ）の執行役員を兼務しております。同社とは、営業上の取引関係がありますとともに、情報サービス事業において競業関係にあります。ただし、当社と同氏個人とは特別な利害関係はありません。

社外監査役の不破 邦俊氏は、公認会計士として財務および会計に精通しており、その経歴を通じて培った経験・見識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。なお、同氏が過去に所属していた監査法人（新日本有限責任監査法人）が現在当社の会計監査人ですが、当該法人にとって当社は主要取引先ではないため、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

社外監査役の角田 大憲氏は、企業法務の専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。なお、同氏が過去に所属していた法律事務所（森・濱田松本法律事務所）が現在当社と顧問契約中ですが、当該事務所にとって当社は主要取引先ではないため、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

また、社外監査役の不破 邦俊氏及び角田 大憲氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の独立委員会委員であります。

当社において、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

社外監査役は、「内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおり、相互連携を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当社は、当該規定に基づき、各社外役員との間で当該契約を締結しております。当該契約において、社外役員は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとしております。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	238	204	-	34	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18	-	-	-	1
社外役員	25	25	-	-	-	6

上記取締役の報酬等の他、取締役3名に対し、その兼務している使用人分の給与・賞与として10百万円を支払っております。

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。なお、取締役の報酬限度額の算定対象は、当該事業年度における会社の業績及び取締役の業績への貢献等を勘案して支給する賞与分を含むものとしておりますが、取締役に対するストックオプション報酬額及び取締役が執行役員または使用人を兼務した場合のその報酬もしくは給与・賞与を含まないものとしております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

- 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
11銘柄 801百万円
- 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)データ・アプリケーション	2,200	305	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	743,400	285	企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引の円滑化を図るため
(株)りそなホールディングス	74,300	29	企業間取引の強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	885,100	364	企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引の円滑化を図るため
(株)データ・アプリケーション	2,200	214	企業間取引の強化
(株)りそなホールディングス	74,300	28	企業間取引の強化

(注) なお、みなし保有株式はありません。

- 保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。
- 保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式
該当事項はありません。
- 保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式
該当事項はありません。

取締役の定数

当社は、取締役の員数を20名以内とする旨、定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。この理由は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実に行うためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる旨、定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。これは、(1)株主還元策、(2)ストックオプション代用株、(3)M & A株式交換、(4)単元未満株式買増し請求対応等を目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	-	33	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33	-	33	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。また、監査報酬の決定にあたっては、当社監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,087	15,295
受取手形及び売掛金	8,589	10,287
有価証券	151	157
仕掛品	² 1,006	² 1,227
原材料及び貯蔵品	69	75
前払費用	276	202
繰延税金資産	870	871
預け金	5,712	6,205
その他	102	101
貸倒引当金	25	14
流動資産合計	31,841	34,409
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,390	17,764
減価償却累計額	8,359	8,720
建物及び構築物（純額）	9,030	9,043
工具、器具及び備品	4,131	4,519
減価償却累計額	3,058	3,315
工具、器具及び備品（純額）	1,072	1,203
土地	11,101	11,179
有形固定資産合計	21,204	21,426
無形固定資産		
ソフトウェア	2,846	2,496
その他	38	37
無形固定資産合計	2,885	2,533
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 1,041	¹ 863
長期前払費用	287	295
繰延税金資産	3,242	3,027
その他	600	581
貸倒引当金	3	-
投資その他の資産合計	5,167	4,768
固定資産合計	29,257	28,729
資産合計	61,098	63,138

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,698	1,560
未払費用	1,140	1,131
未払法人税等	155	391
未払消費税等	180	214
前受金	209	232
賞与引当金	1,157	1,167
役員賞与引当金	49	58
受注損失引当金	2 356	2 538
その他	688	812
流動負債合計	5,636	6,106
固定負債		
退職給付引当金	7,583	7,771
役員退職慰労引当金	108	165
資産除去債務	56	57
その他	313	309
固定負債合計	8,061	8,303
負債合計	13,698	14,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金	17,548	17,548
利益剰余金	3,724	4,880
自己株式	5,431	5,432
株主資本合計	47,299	48,454
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16	171
その他の包括利益累計額合計	16	171
新株予約権	89	73
少数株主持分	29	29
純資産合計	47,400	48,728
負債純資産合計	61,098	63,138

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高	34,291	35,882
売上原価	4 27,091	4 28,115
売上総利益	7,199	7,766
販売費及び一般管理費	1, 2 4,994	1, 2 5,176
営業利益	2,205	2,589
営業外収益		
受取利息	51	43
受取配当金	12	15
不動産賃貸料	33	34
保険配当金	26	16
その他	16	22
営業外収益合計	141	134
営業外費用		
支払利息	3	2
不動産賃貸費用	33	35
その他	4	5
営業外費用合計	41	43
経常利益	2,304	2,680
特別利益		
投資有価証券売却益	214	-
退職給付制度改定益	-	34
受取和解金	-	65
新株予約権戻入益	-	15
その他	0	3
特別利益合計	214	119
特別損失		
固定資産除却損	3 149	3 31
投資有価証券評価損	70	501
事務所撤去費用	1	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	21	-
特別退職金	850	-
ソフトウェア除却損	81	-
退職給付制度改定損	87	-
災害による損失	35	1
その他	4	9
特別損失合計	1,301	544
税金等調整前当期純利益	1,218	2,255
法人税、住民税及び事業税	172	368
法人税等調整額	6	118
法人税等合計	179	487
少数株主損益調整前当期純利益	1,039	1,767
少数株主利益	0	0
当期純利益	1,038	1,767

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,039	1,767
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	135	188
その他の包括利益合計	135	188
包括利益	1,174	1,956
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,174	1,955
少数株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
当期首残高	17,548	17,548
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	0	-
当期変動額合計	0	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
当期首残高	3,214	3,724
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	1,038	1,767
当期変動額合計	509	1,156
当期末残高	3,724	4,880
自己株式		
当期首残高	5,436	5,431
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
当期変動額合計	4	0
当期末残高	5,431	5,432
株主資本合計		
当期首残高	46,784	47,299
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	1,038	1,767
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
当期変動額合計	514	1,155
当期末残高	47,299	48,454

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	152	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	188
当期変動額合計	135	188
当期末残高	16	171
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	152	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	188
当期変動額合計	135	188
当期末残高	16	171
新株予約権		
当期首残高	75	89
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	15
当期変動額合計	13	15
当期末残高	89	73
少数株主持分		
当期首残高	76	29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47	0
当期変動額合計	47	0
当期末残高	29	29
純資産合計		
当期首残高	46,784	47,400
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	1,038	1,767
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	102	172
当期変動額合計	616	1,327
当期末残高	47,400	48,728

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,218	2,255
減価償却費	2,521	2,283
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	21	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	58	10
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	2	9
受注損失引当金の増減額（ は減少）	24	181
退職給付引当金の増減額（ は減少）	646	224
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	16	56
受取利息及び受取配当金	64	59
支払利息	3	2
投資有価証券売却損益（ は益）	214	-
固定資産除却損	149	31
投資有価証券評価損益（ は益）	70	501
ソフトウェア除却損	81	-
特別退職金	850	-
退職給付制度改定損	87	-
退職給付制度改定益	-	34
災害損失	35	1
受取和解金	-	65
新株予約権戻入益	-	15
売上債権の増減額（ は増加）	327	1,674
たな卸資産の増減額（ は増加）	343	227
その他の資産の増減額（ は増加）	35	6
仕入債務の増減額（ は減少）	335	130
その他の負債の増減額（ は減少）	203	148
その他	420	47
小計	3,582	3,444
利息及び配当金の受取額	64	59
利息の支払額	3	2
法人税等の還付額	30	20
法人税等の支払額	219	153
特別退職金の支払額	803	47
災害損失の支払額	3	32
和解金の受取額	-	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,647	3,312

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（ は増加）	0	0
預け金の預入による支出	650	1,150
預け金の払戻による収入	600	900
有形固定資産の取得による支出	602	1,031
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	1,275	717
無形固定資産の売却による収入	141	-
長期前払費用の取得による支出	106	122
投資有価証券の取得による支出	94	49
投資有価証券の売却による収入	233	15
関係会社株式の取得による支出	3	-
関係会社出資金の払込による支出	-	13
子会社の自己株式の取得による支出	32	-
会員権の取得による支出	6	17
会員権の売却による収入	1	3
短期貸付金の純増減額（ は増加）	36	2
その他	42	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,716	2,191
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主への清算分配金の支払額	14	-
リース債務の返済による支出	52	60
ストックオプションの行使による収入	4	-
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	528	609
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	591	670
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	338	450
現金及び現金同等物の期首残高	20,016	20,354
現金及び現金同等物の期末残高	20,354	20,805

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)の4社であります。</p> <p>なお、INES System Services Pty.Ltd.及び当連結会計年度において新たに設立した愛寧寿情報システム(上海)有限公司については、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。</p> <p>非連結子会社INES System Services Pty.Ltd.、愛寧寿情報システム(上海)有限公司及び関連会社JDI-INES Corporation Ltd.は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部 定額法</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 定額法</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>a．自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法</p> <p>b．市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>c．その他の無形固定資産 定額法</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>長期前払費用 定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>a. 当連結会計年度未までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>b. その他のもの 完成基準</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

<p>当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)</p>
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<p>1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 3百万円</p> <p>2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は134百万円(仕掛品134百万円)であります。</p>	<p>1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券(株式) 3百万円 投資有価証券(出資金) 13百万円</p> <p>2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は260百万円(仕掛品260百万円)であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																																														
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当及び賞与</td><td>2,416百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>245</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>217</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>52</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>411</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>54</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>222</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 54百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>127百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>6</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>1</td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td>13</td></tr> <tr><td>計</td><td>149</td></tr> </table> <p>4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 356百万円</p>	給与手当及び賞与	2,416百万円	賞与引当金繰入額	245	退職給付費用	217	役員賞与引当金繰入額	52	福利厚生費	411	研究開発費	54	営業支援費	222	建物及び構築物	127百万円	工具、器具及び備品	6	ソフトウェア	1	長期前払費用	13	計	149	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当及び賞与</td><td>2,476百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>260</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>185</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>61</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>424</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>66</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>221</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 66百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>12</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>31</td></tr> </table> <p>4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 538百万円</p>	給与手当及び賞与	2,476百万円	賞与引当金繰入額	260	退職給付費用	185	役員賞与引当金繰入額	61	福利厚生費	424	研究開発費	66	営業支援費	221	建物及び構築物	19百万円	工具、器具及び備品	12	ソフトウェア	0	計	31
給与手当及び賞与	2,416百万円																																														
賞与引当金繰入額	245																																														
退職給付費用	217																																														
役員賞与引当金繰入額	52																																														
福利厚生費	411																																														
研究開発費	54																																														
営業支援費	222																																														
建物及び構築物	127百万円																																														
工具、器具及び備品	6																																														
ソフトウェア	1																																														
長期前払費用	13																																														
計	149																																														
給与手当及び賞与	2,476百万円																																														
賞与引当金繰入額	260																																														
退職給付費用	185																																														
役員賞与引当金繰入額	61																																														
福利厚生費	424																																														
研究開発費	66																																														
営業支援費	221																																														
建物及び構築物	19百万円																																														
工具、器具及び備品	12																																														
ソフトウェア	0																																														
計	31																																														

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	26 百万円
組替調整額	309
税効果調整前	283
税効果額	94
その他有価証券評価差額金	188
その他の包括利益合計	188

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	48,000	-	-	48,000
合計	48,000	-	-	48,000
自己株式				
普通株式(注)1,2	7,261	1	7	7,254
合計	7,261	1	7	7,254

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、ストック・オプションの行使による減少7千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	89
合計			-	-	-	-	89

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	244	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	285	7.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	利益剰余金	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	48,000	-	-	48,000
合計	48,000	-	-	48,000
自己株式				
普通株式（注）1, 2	7,254	1	0	7,256
合計	7,254	1	0	7,256

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	73
合計		-	-	-	-	-	73

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	325	8.00	平成23年9月30日	平成23年12月5日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	325	利益剰余金	8.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 15,087	現金及び預金勘定 15,295
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等 596	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等 846
預け金 5,712	預け金 6,205
有価証券(MMF) 151	有価証券(MMF) 151
現金及び現金同等物 20,354	現金及び現金同等物 20,805

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	6,765	5,349	1,415

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	6,003	5,211	792

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	1,022	632
1年超	479	198
合計	1,502	830

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	1,305	1,262
減価償却費相当額	1,234	1,200
支払利息相当額	47	27

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金、預け金などの短期的な預金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,087	15,087	
(2) 受取手形及び売掛金()	8,564	8,564	
(3) 有価証券	151	151	
(4) 預け金	5,712	5,712	
(5) 投資有価証券 その他有価証券	622	622	
資産計	30,139	30,139	
(1) 買掛金	1,698	1,698	
負債計	1,698	1,698	

() 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,295	15,295	
(2) 受取手形及び売掛金()	10,272	10,272	
(3) 有価証券	151	151	
(4) 預け金	6,205	6,205	
(5) 投資有価証券 その他有価証券	609	609	
資産計	32,534	32,534	
(1) 買掛金	1,560	1,560	
負債計	1,560	1,560	

() 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらは容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資(MMF)であるため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式	3	3
関係会社出資金	-	13
その他有価証券		
非上場株式	364	193
債券(社債)	50	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券」及び「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,087			
受取手形及び売掛金	8,564			
預け金	5,712			
有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 債券(社債)		50		
合計	29,365	50		

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,295			
受取手形及び売掛金	10,272			
預け金	6,205			
有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 債券(社債)	6	43		
合計	31,779	43		

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当連結会計年度(平成24年3月31日)
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当連結会計年度(平成24年3月31日)
該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	305	22	283
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	305	22	283
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	317	587	270
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	151	151	-
	小計	468	739	270
	合計	774	761	13

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 414百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	579	311	267
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	579	311	267
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30	38	8
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	151	151	-
	小計	181	190	8
	合計	761	501	259

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 243百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	226	206	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	226	206	-

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	15	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	15	-	-

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について70百万円（その他有価証券の株式70百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について501百万円（その他有価証券の株式501百万円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成23年3月31日）及び当連結会計年度（平成24年3月31日）

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社4社は、退職一時金制度を設けております。また、当社及び連結子会社のうち1社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けておりましたが、平成23年4月1日より適格退職年金制度について確定拠出型年金制度へ移行しております。

連結子会社における退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等にして、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	9,527	7,659
(2) 年金資産(百万円)	1,870	-
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	7,657	7,659
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	314	45
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	174	156
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	7,517	7,771
(7) 確定拠出型年金制度への移行に伴う影響額(百万円)	65	-
(8) 退職給付引当金(6)+(7)(百万円)	7,583	7,771

(注) 子会社の退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用(百万円)	904	768
(1) 勤務費用(百万円)	603	488
(2) 利息費用(百万円)	243	173
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	18	-
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	75	9
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	-	17
(6) その他(百万円)	-	113

(注) 「(6) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.5	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	1.0	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数(年)	10	10
(5) 過去勤務債務の額の処理年数(年)	10	10

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費	15	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
新株予約権戻入益	-	15

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名	当社取締役 6名 当社執行役員 4名 当社従業員 265名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株	普通株式 153,900株
付与日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年8月31日
権利確定条件	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成19年7月31日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成20年7月31日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成21年8月31日)以降、権利確定日(平成22年8月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約1年(自平成18年7月31日 至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成19年7月31日 至平成20年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成20年7月31日 至平成21年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成21年8月31日 至平成22年8月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成21年8月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後4年間(自平成19年8月1日 至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成20年8月1日 至平成24年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成21年8月1日 至平成25年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成22年9月1日 至平成26年8月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利確定前(株)				
前連結会計				
年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計				
年度末	87,200	103,800	119,800	150,800
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	87,200	15,800	15,800	15,900
未行使残	-	88,000	104,000	134,900

単価情報

	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	815	921	628	822
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (円)	167	153	156	248

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	379	263
賞与引当金	474	448
未払事業税	36	48
その他	147	110
小計	1,037	871
評価性引当金	167	-
	870	871
繰延税金資産(固定)		
土地等減損損失	457	401
投資その他の資産	41	214
退職給付引当金	3,074	2,787
役員退職慰労引当金	123	122
繰越欠損金	702	-
その他	347	225
小計	4,747	3,751
評価性引当金	1,492	617
	3,254	3,133
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	-	94
資産除去債務	12	10
	12	105
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	870	871
繰延税金資産(固定)	3,242	3,027
	4,112	3,899

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8	2.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	2.6	1.6
評価性引当金の増減	33.5	42.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	20.1
その他	0.4	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.7	21.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は439百万円減少し、法人税等調整額が452百万円、その他有価証券評価差額金が13百万円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループでは事務所及び電算室の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び設備の耐用年数等を勘案し取得から15年と見積り、割引率は2.036%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	55百万円	56百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	-	4
期末残高	56	57

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、情報システムやネットワークの企画・開発から稼働後の運用・保守・メンテナンスまで一貫したサービスを展開しており、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の親会社	(株)日立製作所	東京都 千代田区	409,129	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接26.1	ソフトウェア開発、情報機器等の仕入及びソフトウェア開発の委託	資金の寄託	6,000	預け金	5,000
							利息の受取	45	-	-

(注) 1. 議決権等の被所有割合の間接は、(株)日立ソリューションズであります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定しておりますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	427,775	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接26.1	ソフトウェア開発、情報機器等の仕入及びソフトウェア開発の委託	資金の寄託 利息の受取	- 38	預け金 -	5,000 -

(注) 1. 議決権等の被所有割合の間接は、(株)日立ソリューションズであります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定しておりますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,160.44円	1,193.46円
1株当たり当期純利益金額	25.50円	43.38円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純利益金額(百万円)	1,038	1,767
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	1,038	1,767
期中平均株式数(千株)	40,742	40,744
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,616個)	新株予約権3種類(新株予約権の数3,269個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	53	40	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	106	132	-	平成25～30年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	160	172	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	38	36	30	9

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	6,584	17,233	24,497	35,882
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	138	998	738	2,255
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	173	960	516	1,767
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	4.26	23.58	12.67	43.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.26	27.84	10.91	30.71

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,773	14,145
受取手形	1	-
売掛金	¹ 7,912	¹ 9,590
有価証券	151	157
仕掛品	² 933	² 1,170
原材料及び貯蔵品	69	75
前払費用	253	182
繰延税金資産	788	792
預け金	¹ 5,000	¹ 5,000
その他	120	113
貸倒引当金	24	14
流動資産合計	28,978	31,215
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,170	16,539
減価償却累計額	7,697	8,037
建物(純額)	8,473	8,502
構築物	243	242
減価償却累計額	195	193
構築物(純額)	48	49
工具、器具及び備品	3,588	3,940
減価償却累計額	2,737	2,958
工具、器具及び備品(純額)	850	981
土地	10,436	10,514
有形固定資産合計	19,808	20,047
無形固定資産		
電話加入権	22	22
電信電話専用施設利用権	1	0
ソフトウェア	2,759	2,424
その他	1	0
無形固定資産合計	2,784	2,447

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,035	844
関係会社株式	1,281	1,281
関係会社出資金	-	13
破産更生債権等	3	-
長期前払費用	285	294
繰延税金資産	3,011	2,815
敷金及び保証金	¹ 1,022	¹ 1,021
長期貸付金	13	16
施設利用会員権	108	118
その他	157	122
貸倒引当金	3	-
投資その他の資産合計	6,915	6,528
固定資産合計	29,508	29,023
資産合計	58,486	60,239
負債の部		
流動負債		
買掛金	¹ 1,683	¹ 1,441
未払金	288	318
未払費用	¹ 970	¹ 969
未払法人税等	81	280
未払消費税等	159	173
前受金	209	232
預り金	258	322
賞与引当金	1,017	1,033
役員賞与引当金	37	42
受注損失引当金	² 356	² 538
その他	63	55
流動負債合計	5,125	5,407
固定負債		
退職給付引当金	7,077	7,278
役員退職慰労引当金	53	86
資産除去債務	43	42
その他	202	213
固定負債合計	7,377	7,621
負債合計	12,503	13,028

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金	7,864	7,864
その他資本剰余金	9,683	9,683
資本剰余金合計	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,335	3,391
利益剰余金合計	2,335	3,391
自己株式	5,431	5,432
株主資本合計	45,910	46,966
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16	171
評価・換算差額等合計	16	171
新株予約権	89	73
純資産合計	45,983	47,210
負債純資産合計	58,486	60,239

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	30,145	32,115
売上原価	4 23,902	4 25,224
売上総利益	6,242	6,890
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	41	45
給料手当及び賞与	1,760	1,794
賞与引当金繰入額	232	246
退職給付費用	201	163
役員報酬	225	248
役員賞与引当金繰入額	36	42
役員退職慰労引当金繰入額	32	32
福利厚生費	352	358
旅費及び交通費	111	129
運搬費	26	24
水道光熱費	3	18
賃借料	86	90
減価償却費	212	207
研究開発費	1 54	1 66
事務電算処理費	35	37
営業支援費	222	221
瑕疵修理・無償保守費	23	139
貸倒引当金繰入額	-	0
その他	733	712
販売費及び一般管理費合計	4,392	4,581
営業利益	1,849	2,309
営業外収益		
受取利息	46	38
有価証券利息	1	1
受取配当金	3 84	3 75
不動産賃貸料	3 145	3 135
その他	39	36
営業外収益合計	317	287
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	3 146	3 147
その他	4	4
営業外費用合計	151	153

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
経常利益	2,015	2,443
特別利益		
投資有価証券売却益	214	-
関係会社清算益	23	-
受取和解金	-	65
新株予約権戻入益	-	15
その他	-	3
特別利益合計	237	84
特別損失		
固定資産除却損	2 143	2 30
投資有価証券評価損	70	501
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	16	-
特別退職金	850	-
ソフトウェア除却損	81	-
退職給付制度改定損	87	-
災害による損失	35	1
その他	0	7
特別損失合計	1,285	541
税引前当期純利益	967	1,987
法人税、住民税及び事業税	27	222
法人税等調整額	0	97
法人税等合計	26	319
当期純利益	940	1,667

【製造原価（売上原価）明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
労務費	1		10,086	40.2		9,678	37.1	
外注費			7,507	29.9		8,010	30.7	
機器材料費			2,000	8.0		2,891	11.1	
経費								
1. 機械賃借料			2,100			1,816		
2. 減価償却費			1,376			1,424		
3. その他			2,003	5,480	21.9	2,264	5,505	21.1
当期総製造費用				25,075	100.0		26,085	100.0
期首仕掛品				622			933	
計				25,697			27,019	
他勘定振替高	2		1,583			1,125		
期末仕掛品			933			1,170		
ソフトウェア償却高			722			501		
当期製品製造原価				23,902			25,224	

(注)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 784百万円 退職給付費用 682	1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 786百万円 退職給付費用 557
2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 1,271 販売費及び一般管理費 研究開発費 0 営業支援費 222 瑕疵修理費・無償保守費 23 その他 66 計 1,583	2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 639 販売費及び一般管理費 研究開発費 10 営業支援費 221 瑕疵修理費・無償保守費 139 その他 114 計 1,125
3. 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算	3. 原価計算の方法 同左
4. 当社では事業の性質上、原則として製品在庫を持ちませんので「当期製品製造原価」は「売上原価」と一致します。従って損益計算書では「当期製品製造原価」の表示はおこなわず「売上原価」として表示しております。	4. 同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,864	7,864
当期末残高	7,864	7,864
その他資本剰余金		
当期首残高	9,683	9,683
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	0	-
当期変動額合計	0	0
当期末残高	9,683	9,683
資本剰余金合計		
当期首残高	17,548	17,548
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	0	-
当期変動額合計	0	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,924	2,335
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	940	1,667
当期変動額合計	411	1,056
当期末残高	2,335	3,391
利益剰余金合計		
当期首残高	1,924	2,335
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	940	1,667
当期変動額合計	411	1,056
当期末残高	2,335	3,391
自己株式		
当期首残高	5,436	5,431
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
当期変動額合計	4	0
当期末残高	5,431	5,432

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	45,494	45,910
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	940	1,667
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
当期変動額合計	416	1,055
当期末残高	45,910	46,966
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	152	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	136	188
当期変動額合計	136	188
当期末残高	16	171
評価・換算差額等合計		
当期首残高	152	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	136	188
当期変動額合計	136	188
当期末残高	16	171
新株予約権		
当期首残高	75	89
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	15
当期変動額合計	13	15
当期末残高	89	73
純資産合計		
当期首残高	45,417	45,983
当期変動額		
剰余金の配当	529	611
当期純利益	940	1,667
自己株式の取得	0	0
自己株式の処分	0	0
新株予約権の行使	5	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	150	172
当期変動額合計	566	1,227
当期末残高	45,983	47,210

【重要な会計方針】

項目	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 本社・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 定額法 特定の契約に基づく専用設備 定額法 その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。 その他の無形固定資産 定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>(5) 長期前払費用 定額法</p>

項目	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>ロ その他のもの 完成基準</p>
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【追加情報】

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
1 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。		1 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。	
流動資産		流動資産	
売掛金	174百万円	売掛金	264百万円
預け金	5,000	預け金	5,000
固定資産		固定資産	
敷金及び保証金	744	敷金及び保証金	744
流動負債		流動負債	
買掛金	299	買掛金	280
未払費用	38	未払費用	66
2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は134百万円(仕掛品134百万円)であります。		2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は260百万円(仕掛品260百万円)であります。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1 研究開発費の総額 54百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。		1 研究開発費の総額 66百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。	
2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 固定資産除却損の内訳		2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 固定資産除却損の内訳	
建物	126百万円	建物	17百万円
工具、器具及び備品	3	構築物	2
ソフトウェア	0	工具、器具及び備品	11
長期前払費用	13	計	30
計	143		
3 関係会社に係る注記 営業外収益の受取配当金84百万円の内72百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外収益の不動産賃貸料145百万円の内111百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外費用の不動産賃貸費用146百万円の内112百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。		3 関係会社に係る注記 営業外収益の受取配当金75百万円の内59百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外収益の不動産賃貸料135百万円の内101百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。 営業外費用の不動産賃貸費用147百万円の内112百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。	
4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 356百万円		4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 538百万円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)1,2	7,261	1	7	7,254
合計	7,261	1	7	7,254

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、ストック・オプションの行使による減少7千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)1,2	7,254	1	0	7,256
合計	7,254	1	0	7,256

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	6,704	5,313	1,390

(単位：百万円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5,785	5,115	670

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	未経過リース料期末残高相当額	
1年内	989	588
1年超	456	103
合計	1,446	691

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	支払リース料	1,281
減価償却費相当額	1,211	1,166
支払利息相当額	46	25

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,278百万円、関連会社株式2百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,278百万円、関連会社株式2百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	378	262
賞与引当金	470	449
未払事業税	29	38
その他	76	41
小計	955	792
評価性引当金	167	-
	788	792
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	317	204
土地等減損損失	457	401
投資その他の資産	41	214
退職給付引当金	2,873	2,611
役員退職慰労引当金	21	31
繰越欠損金	702	-
その他	99	72
小計	4,513	3,535
評価性引当金	1,492	617
	3,021	2,917
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務	9	7
その他有価証券評価差額金	-	94
	9	102
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	788	792
繰延税金資産(固定)	3,011	2,815
	3,800	3,607

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.8	1.4
住民税均等割	2.8	1.5
評価性引当金増減	42.2	48.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	21.4
その他	0.0	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.8	16.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は411百万円減少し、法人税等調整額が425百万円、その他有価証券評価差額金が13百万円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は事務所及び電算室の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び設備の耐用年数等を勘案し取得から15年と見積り、割引率は2.036%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	42百万円	43百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	2
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	-	4
期末残高	43	42

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,126.37円	1,156.92円
1株当たり当期純利益金額	23.09円	40.92円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	940	1,667
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	940	1,667
期中平均株式数(千株)	40,742	40,744
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,616個)	新株予約権3種類(新株予約権の数3,269個)

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	885,100	364
(株)データ・アプリケーション	2,200	214		
マイクロファイナンス・インターナショナル・コーポレーション	2,000,000	94		
(株)DACS	50,000	72		
(株)りそなホールディングス	74,300	28		
その他(6銘柄)	14,540	27		
計			3,026,140	801

【債券】

有価証券	その他 有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)シー・オー・シー 無担保社債	6	6
小計			6	6
投資有価証券	その他 有価証券	(株)シー・オー・シー 無担保社債	43	43
		小計	43	43
計			50	50

【その他】

有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資信託受益証券) ダイワMMF(マネー・マネージメント・ ファンド)	151,391,749	151
計			151,391,749	151

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,170	448	79	16,539	8,037	401	8,502
構築物	243	6	7	242	193	3	49
工具、器具及び備品	3,588	586	234	3,940	2,958	443	981
土地	10,436	78	-	10,514	-	-	10,514
有形固定資産計	30,437	1,120	320	31,237	11,189	848	20,047
無形固定資産							
電話加入権	22	-	-	22	-	-	22
電信電話専用施設利用権	200	-	-	200	200	1	0
ソフトウェア(注)1、2	5,247	837	262	5,822	3,397	1,135	2,424
その他	15	-	-	15	14	0	0
無形固定資産計	5,485	837	262	6,060	3,612	1,136	2,447
長期前払費用	1,084	179	-	1,264	969	174	294
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、仕掛品からソフトウェアへの振替であります。

2. ソフトウェアの当期減少額の主なものは、償却終了資産の減価償却累計額との相殺であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	27	14	14	13	14
受注損失引当金	356	538	356	-	538
賞与引当金	1,017	1,033	1,017	-	1,033
役員賞与引当金	37	42	37	-	42
役員退職慰労引当金	53	47	14	-	86

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額13百万円及び債権の回収による取崩額0百万円であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	4
普通預金	14,104
定期預金	20
外貨預金	1
別段預金	0
郵便貯金	13
小計	14,145
合計	14,145

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
草加市役所	484
ブルデンシャル・システムズ・ジャパン(株)	484
岩国市役所	372
富士通リース(株)	372
松戸市役所	358
その他	7,517
合計	9,590

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
7,912	33,721	32,042	9,590	77.0	95

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

システム工程の名称		金額(百万円)	
前工程	ITコンサル	4	
	要件定義	48	
中工程	システム開発	準委任	8
		一括	774
後工程	運用	46	
	システム保守	74	
その他サービス		212	
合計		1,170	

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
カード・用紙	75
合計	75

ホ．預け金

相手先	金額（百万円）
(株)日立製作所	5,000
合計	5,000

固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、2,815百万円であり、その内容については「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

流動負債

買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)アイ・エス・エス	151
(株)K D S	103
(株)ネットマークス	63
司システム(株)	35
共同印刷(株)	35
その他	1,050
合計	1,441

固定負債

退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	7,167
未認識数理計算上の差異	45
未認識過去勤務債務	156
合計	7,278

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	当社の買取・売渡手数料は、無料とする。ただし、株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第49期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日 関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月24日 関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第50期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月9日 関東財務局長に提出

（第50期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日 関東財務局長に提出

（第50期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日 関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成23年6月24日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類

平成23年6月24日 関東財務局長に提出

(6)訂正発行登録書

平成23年8月9日 関東財務局長に提出

平成23年11月11日 関東財務局長に提出

平成24年2月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 茂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイネスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。